

富山高岡広域都市計画地区計画の決定  
(富山市決定)

稻荷元町地区 地区計画

計 画 書

富山県・富山市

富山高岡広域都市計画地区計画の決定（富山市決定）

都市計画稲荷元町地区地区計画を次のように決定する。

名 称	稲荷元町地区地区計画
位 置	富山市稲荷元町二丁目、稲荷町三丁目、稲荷町、稲荷字下川原割及び稲荷字麻畠割の各一部
面 積	約 3.8ヘクタール
区域の整備・開発及び保全に関する方針	<p>当地区は、戦災復興の区画整理事業により基盤整備されており、富山地方鉄道の稲荷町駅と都市計画道路五艘大泉線に囲まれた地区である。地区の北側は鉄道を挟んで稲荷公園（総合公園）と隣接している。</p> <p>この地区の大部分はかつて鉄鋼工場が立地していたが、現在は工場跡地に総合ショッピングセンターが営業しており、広範囲からの来客者がある。</p> <p>また、稲荷町駅は富山地方鉄道の本線と大川寺遊園線の乗換え駅であり、交通拠点としても重要な地区である。</p> <p>このため、地域拠点にふさわしい商業業務施設の集積を図るとともに、地区的活性化並びに市街地環境の保全を図ることを目標とする。</p>
開発及び保全に関する方針	<p>土地利用の方針</p> <p>惠まれた交通施設の活用を促進するとともに、ショッピングセンターを核とした魅力ある街区を形成するため、適性かつ合理的な土地利用を図るものとする。</p> <p>このため、土地・建物の共同化の推進等によりオープンスペースの確保や緑化に努め、良好な歩行者空間の形成によって、親しみの持てる活気ある街づくりを進める。</p>
地整備方針	快適な歩行者空間を確保するため、区画街路や歩道状空地のネットワークを形成する。この時、稲荷町駅や稲荷公園を含めて本地区周辺地区との連絡にも配慮するものとする。
建築備物の等方針	<p>中高層の建築物の建築にあたっては、周辺住民の日照、通風、プライバシーの保護等、住環境の保全に十分に配慮するとともに、好ましい景観を創出するよう努めるものとする。</p> <p>このため、容積率、建ぺい率、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の形態又は意匠の制限を定める。</p>

地区整備計画書

地 区 整 備 計 画	地区区分の	区分の名称	稲荷元町地区
	区分の面積		約 3.8 ha
建築物等に 関する事項	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		敷地面積 500 m <sup>2</sup> 以下の建築物は 10 分の 20 とする。
	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		10 分の 6
	建築物の敷地面積の最低限度		500 m <sup>2</sup> とする。 ただし、計画決定告示日において現存する敷地で、建築物の敷地面積の最低限度に満たないものについては、その全部を一つの敷地として使用する場合はこの限りでない。
	建築物等の形態若しくは意匠の制限		建築物及び公告物、看板の形態、意匠については、地域拠点としてふさわしい景観の形成と周辺環境との調和に配慮すること。

「区域は計画図表示とおり。」

富山高岡広域都市計画地区計画の決定  
(富山市決定)  
稻荷元町地区 地区計画  
位 置 図 S = 1 / 25, 000



富山高岡広域都市計画地区計画の決定  
(富山市決定)  
稲荷元町地区 地区計画  
計画図 S=1/2,500

